

第 29 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

- ア その通りです。このような権利を「公表権」といいます（著 18 条）。
- イ 著作者は、著作物の原作品に氏名を表示する「氏名表示権」を有していますが（著 19 条）、実名でなく変名（ペンネーム等）として表示することも可能です。また、氏名を「表示しない」ことを選択することも可能です。よって不適切。
- ウ その通りです。このような権利を「同一性保持権」といいます（著 20 条）。

【解答 イ】 ※合格教本 6-8 参照

問 2

- ア 出願審査請求制度が導入されているのは特許法のみ（特 64 条）。
- イ 『特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。』と規定されており（商 12 条）、出願公開されます。
- ウ 問題分記載の通りです（商 16 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-4 参照

問 3

『法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。』と規定されています（著 15 条）。

よって、対価の支払いは要件となりません。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-6 参照

問 4

- ア 再販価格の制限は、「不公正な取引方法」の 1 つに該当します（独 2 条 9 項）。
- イ ライセンシーが開発した改良技術を、ライセンサー「のみ」が実施できる旨を定めることは、「不公正な取引方法」の 1 つに該当します（独 2 条 9 項）。ただし、「のみ」でないもの、即ち独占的なものでない場合は許容されます。
- ウ 販売地域や販売期間の制限は特許権の（正当な）権利の行使と認められるため許容されます（独 21 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 9-1 参照

問 5

- ア 農家が収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用する行為は所謂「農家の自家増殖」であり、育成者権は及ばないとされています（種 21 条）。
- イ 『登録品種…の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称…を使用しなければならない。』と規定されています（種 22 条）。即ち、登録品種については誰もがその名称を使わなければなりません。商標権のように名称の使用を特定人が独占するものではありませんから間違えないようにしましょう。
- ウ 『育成者権者は、品種登録を受けている品種…を業として利用する権利を専有する。』と規定されており（種 20 条）、無断で業として生産すると育成者権の侵害となります。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

問 6

- ア 写真撮影の際に付随的に他人の著作物が写り込んだような場合であって、その著作物を分離することが困難である場合は複製等が許されています（著 30 条の 2）。
- イ いくら私的使用であっても、海賊版と知りながらダウンロードする行為は著作権侵害となります（著 30 条 1 項 3 号）。なお、海賊版であると知らなかった場合は侵害とはなりません。
- ウ 『美術の著作物…の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。』と規定されています（著 45 条）。なお、原作品の所有者であっても、勝手に複製してその複製物を展示することは許されません。また、原作品の展示であっても、公園等一般に広く開放された屋外に恒常的に展示するようなところまでは許されません（著 45 条 2 項）。

【解答 ア】 ※合格教本 6-12、6-16 参照

問 7

- ア 「拒絶審決の取消しを求める訴え」拒絶査定不服審判の審決（最終結論）に対するものなので、審判請求と同時にできるものではありません。
- イ 特許出願の分割は、願書に添付した明細書等について補正をすることができる時又は期間に行うことができます（特 44 条 1 項 1 号）。一方、『拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき』は明細書等の補正が可能です（特 17 条の 2 第 1 項 4 号）。よって、特許出願の分割が可能です。
- ウ 上記イの解説を参照。

【解答 ア】 ※合格教本 1-9、1-10 参照

問 8

- ア 特許業務法人は所謂「弁理士業務」を行うことができると規定されています(弁 40 条)。よって、特許業務法人名義で特許出願の代理が可能です。
- イ 『特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。』について、弁理士が業としてその事務を行うことができると規定されています (弁 3 条 1 号)。
- ウ 単独で特許権のライセンス契約に関する交渉の代理人となれますが (上記イの解説参照)、自己が出願代理を行った特許権に限定されません。

【解答 ア】 ※合格教本 10-1 参照

問 9

- ア 特許法において、侵害者に対して信用回復措置の請求が規定されており (特 106 条)、その規定を商標法でも準用しています (商 39 条)。
- イ 特許法において、専用実施権は登録しなければ効力が発生しないと規定されており (特 98 条 1 項 2 号)、その規定を商標法でも準用しています (商 35 条)。
- ウ 特許法においては、『通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。』と規定されていますが (特 99 条)、商標法ではこの規定を準用していません。よって、商標法においては、通常使用権を登録しなければその後を取得したものに対して効力を有しません。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-15 参照

問 10

- ア 『第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。』と規定されると共に (意 20 条 2 項)、『前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。』とされています (意 20 条 3 項)。よって、第 1 年分の登録料の納付があつた後に、その登録内容を記載した意匠公報が発行されます。
- イ 『意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。』と規定されています (意 14 条)。
- ウ 意匠法には出願公開制度は採用されていません。審査を経て登録となったものだけが意匠公報として発行されます。

【解答 ウ】 ※合格教本 3-3、3-7 参照

問 11

『受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。』と規定されています（PCT11 条（1））。

それ以外の「国際公開日」や「国際調査機関が記録原本を受理した日」が国際出願日となることはありません。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 12

ア 『著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。』と規定されている通り（著 17 条 2 項）、著作権法では所謂「無方式主義」を採用しています。

よって、登録が権利の発生要件とはなりません。

イ 創作年月日が登録できるのは、プログラムの著作物に限られます（著 76 条の 2）。

ウ 問題文記載の通りです（著 76 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-1、6-18 参照

問 13

『特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。』と規定されています（特 70 条 1 項）。よって、イが最も適切。

なお、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するにあたっては明細書の記載及び図面も考慮されます。

【解答 イ】 ※合格教本 1-14 参照

問 14

ア 出願審査の請求は、何人もすることができます（特 48 条の 3 第 1 項）。よって、公開特許公報により特許出願の事実を知った第三者であっても請求可能です。

イ 『出願審査の請求は、取り下げることができない。』と規定されています（特 48 条の 3 第 3 項）。

ウ 問題文のような規定は特許法には存在しません。

【解答 ア】 ※合格教本 1-10 参照

問 15

意匠法第 5 条に、以下のように規定されています（下線部は筆者加筆）。

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
 - 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
 - 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
- よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-2 参照

問 16

ア 問題文記載の通りで適切(商 3 条 1 項 4 号)。このような商標は識別力がないためです。

イ 問題文記載のような商標は、商標登録を受けることができません(商 4 条 1 項 18 号)。

ウ 商標登録の要件として「新規性」が求められることはありません。

【解答 ア】 ※合格教本 4-2、4-3 参照

問 17

ア 引用していることが明らかであっても、どの部分が引用箇所なのか区別できる状態で引用する必要があります。

イ 引用できる著作物は、公表されているものに限られます(著 32 条)。

ウ その通りです(著 48 条)

【解答 ウ】 ※合格教本 6-13 参照

問 18

ア 請求項は、「明細書」ではなく「特許請求の範囲」という書類の中に記載する事項です。

イ 全て「明細書」に記載すべき事項です。

ウ 図面は、「明細書」とは別の書類のことです。また、発明の要約は、「要約書」という書類の中に記載する事項です。

【解答 イ】 ※合格教本 1-8 参照

問 19

- ア 不使用取消審判は「何人も」請求可能です（商 50 条）。
- イ 問題文記載の通り（商 44 条）。
- ウ 商標登録無効審判が請求されている場合であっても、不正使用取消審判の請求は可能です。ただし、無効審判の審決が確定して当該商標権が無効とされた後は、（取り消す対象が既に無くなっていますから）不正使用取消審判の請求はできません。

【解答 ア】 ※合格教本 4-4、4-7 参照

問 20

著名表示冒用行為とは、『自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為』と規定されています（不 2 条 1 項 2 号）。

- ア 上記の通り、類似のものであっても該当する場合があります。
- イ 商品等表示…『人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。』と規定されています（不 2 条 1 項 1 号）。
よって、音や物品の形態であっても「商品又は営業を表示するもの」に該当する限りにおいて含まれます。
- ウ 上記の通り、混同の有無については求められません。

【解答 ウ】 ※合格教本 7-2 参照

問 21

- ア 優先日から 18 月経過後に国際公開されますが、国際公開を行うのは「国際事務局」です。
- イ その通りです。
- ウ 国際調査は自動的に行われるため、そのための請求は必要ありません（そのような制度もありません）。なお、国際予備審査は出願人から請求があったものに限り行われるので、それとの混同に注意。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 22

著作隣接権として「演奏権」といった種類の権利は法律上存在しません。
「放送権」「有線放送権」「送信可能化権」は著作隣接権として実演家に認められています。

【解答 ア】 ※合格教本 6-21 参照

問 23

『特許権は、設定の登録により発生する。』と規定されています（特 66 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-10、1-13 参照

問 24

- ア 翻訳権等の著作権は、登録しないと第三者に対抗することができませんが（著 77 条）、登録が効力発生要件とはされていません。
- イ 特許法において、専用実施権の設定は登録しなければその効力を生じない旨規定されており（特 98 条 1 項 2 号）、その規定を意匠法でも準用しています（意 36 条）。
- ウ 複製権等の著作権は、登録しないと第三者に対抗することができませんが（著 77 条）、登録が効力発生要件とはされていません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15、6-18 参照

問 25

- ア その通りです。
- イ レコード製作者も送信可能化権を有しています。
- ウ 著作隣接権者（実演家・レコード製作者・放送事業者）のうち人格的な権利を有するのは実演家のみです。

【解答 ア】 ※合格教本 6-21 参照

問 26

- ア 問題文記載の通りで正しい（実 29 条の 2）。実用新案権は、実体審査のない無審査で登録されるため、権利行使の際に技術評価書の提示を必須としています。
- イ 特許権の権利行使の際には、事前の警告等は法律上求められていません。なお、補償金請求権（特 65 条）との混同に注意すること。
- ウ 上記イの解説を参照。

【解答 ア】 ※合格教本 1-15、2-1 参照

問 27

- ア パリ条約においては、内国民待遇（その国の国民と同じ待遇を他の同盟国民に与えること）により同盟国間の不平等を是正していますが（パリ 2 条）、特許要件はそれぞれの国が独自に定めることが可能です。
- イ 特許独立の原則（パリ 4 条の 2）により、各国の特許（特許出願）はそれぞれ完全に独立とされています。よって、第一国の出願が取り下げられたとしてもそれによって他の同盟国での特許が無効となることはありません。
- ウ 『いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願することに関し、以下に定める期間中優先権を有する。』と規定されている通り（パリ 4 条（1））、第一国出願が必ずしも自国である必要はありません。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2 参照

問 28

- ア 『著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。』と規定されています（著 51 条）。よって公表後 50 年ではありません。
- イ 映画の著作物の存続期間は、公表後「70 年」です（著 54 条）。
- ウ 職務著作として創作された著作物は、法人が著作者となります（著 15 条）。更に、法人その他の団体名義の著作物の存続期間は、公表後 50 年と規定されています（著 53 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-6、6-19、6-20 参照

問 29

- ア 自分で行った特許出願に係る公開公報に掲載された発明は、「特許を受ける権利を有する者の行為に起因」していると考えてしまいますが、このような場合に新規性喪失例外の適用は認められていません。制度の悪用を招く恐れがあること等が理由です。
- イ 国内に限らず、外国で新規性を喪失した発明であっても適用を受けることができます。
- ウ 自己の行為（例えば自分自身が自ら公開した等）であっても、問題なく適用を受けることが可能です。

【解答 ア】 ※合格教本 1-5 参照

問 30

『この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。』と規定されています（著1条）。

【解答 ア】 ※合格教本 6-1 参照

【実技試験】

問 1

問 2 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 1-2 参照

問 2

「銀行員が紙幣をすばやく数える方法」は繰り返しの練習によって体得されるテクニックであり、技術的思想ではなく、法上の発明に該当しません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-2 参照

問 3

問 4 の解説を参照。

【解答 ○】 ※合格教本 1-2、1-3 参照

問 4

健康医療器具は「物」の発明として保護されます。なお、人間を治療したり診断する「方法」ではありませんから産業上利用性も問題ありません。

【解答 ア】 ※合格教本 1-2、1-3 参照

問 5

問 6 の解説を参照。

【解答 ○】 ※合格教本 1-2、1-6 参照

問 6

偽造紙幣を判別する判別装置は「物」の発明として保護されます。なお、偽造紙幣製造装置であれば公序良俗を害するおそれがありますが、判別装置であれば問題となりません。

【解答 ア】 ※合格教本 1-2、1-6 参照

問 7

問 8 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 6-19、6-21 参照

問 8

ショパンは死後 50 年以上経過していることが明らかなので、当該楽曲についての著作権は既に消滅していて問題となりません。しかし、それを演奏した乙には実演家として著作隣接権が発生します。乙に無断でその音声ファイルをアップロードする行為は、乙が有する著作隣接権としての送信可能化権を侵害することになってしまいます。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19、6-21 参照

問 9

問 10 の解説を参照。

【解答 ○】 ※合格教本 6-9、6-10、6-11 参照

問 10

丙は、そのダンス（振り付け）についての著作権者であり著作隣接権者（実演家）でもあります。動画ファイルの URL を掲載しても、それは複製等を行っている行為ではありませんから、何ら問題ありません。

【解答 ア】 ※合格教本 6-9、6-10、6-11 参照

問 11

問 12 の解説を参照。

【解答 ×】 ※合格教本 6-2、6-21 参照

問 12

音楽ファイルに録音されている鳥の鳴き声は著作物ではありませんから著作権は問題となりません（思想又は感情に該当しない）。一方、その音を最初に録音した（固定した）丁さんには、著作隣接権（レコード製作者の権利）が発生します。よって、丁さんに無断でその音声ファイルをアップロードすると、著作隣接権としての送信可能化権を侵害することになります。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-2、6-21 参照

問 13

- ア このような契約は何ら問題ありません。
- イ 意匠権の存続期間満了後は、専用実施権を設定する対象自体が既に無くなっているため、契約としては最も不適切です。存続期間が満了していることを意匠権者側が知っていてこのような契約をするのは詐欺となり得ますし、権利が存続していると勘違いしていたような場合は「錯誤」があったこととなり契約自体が無効となり得ます。
- ウ 通常実施権は重ねて複数契約しても何ら問題となりません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15、11-1 参照

問 14

秘密意匠の請求は、

- ①意匠登録出願と同時
②第一年分の登録料の納付と同時

この2つのタイミングで行うことが可能です（意 14 条）。

【解答 イ】 ※合格教本 3-7 参照

問 15

- ア 乙は絵画Aについて著作権を譲り受けているので、それを写真に撮り（複製）販売しても問題となりません。
- イ （正規に）購入した絵画Aそのものを他人に譲渡するわけですから著作権法上は何ら問題ありません。
- ウ 著作権を譲り受けていたとしても、著作者人格権（氏名表示権など）は著作者に一身専属しており譲渡不可能です（著 59 条）。よって、絵画Aの著作者を乙として記載すると、甲の著作者人格権を侵害することになります。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-8 参照

問 16

- ア 意匠権の効力は類似範囲にまで及びます（意 23 条）。よって、素材が異なっているも、デザイン全体として極めてよく類似しているなら、意匠権の効力は及びます。
- イ 「輸出」も実施行為ですから意匠権侵害に該当します（意 2 条 3 項）。
- ウ 問題文のような前提に立てば、Y社には先使用権が発生していると考えられ意匠権侵害を構成しません。また、Y社の販売にによって意匠権Dには無効理由（出願前に類似する意匠が公知になっていることにより新規性が無いという無効理由）が存在し、権利行使が制限されてしまいます。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-16、3-8、P285 コラム参照

問 17

ア 『品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。』と規定されています（種 4 条 2 項）。

よって、品種 A の譲渡が国内でされた場合を想定すると、その譲渡が出願日から遡って 1 年よりも後に行われていれば、品種登録を受けることが可能です。

イ 品種登録出願の拒絶については、特許法等における拒絶査定不服審判のような特別な不服申立の制度はありません。よって、不服がある場合には、行政不服審査法に基づいた不服申立を行うことになります。

ウ 品種登録の願書は「農林水産大臣」に対して行います。

【解答 ア】 ※合格教本 8-1 参照

問 18

ア 国際出願自体を日本語で行うことは可能ですが、米国へ移行手続をする際には英語による翻訳文が必要となります。

イ 国毎に特許要件は異なるので、そのような場合はあり得ます。

ウ 例えば日本国特許庁を受理官庁として PCT 出願を行い、その後米国へ国内移行することにより、米国で特許権を取得することが可能です。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 19

ア 商標権取得後の使用によって、商品 a について「ABC」が普通名称等になった場合でも、それによって無効とされることはありません。

イ 商標権の効力は、その指定商品の一般名称（普通名称や慣用商標など）には及ばない旨規定されています（商 26 条）。他社製品を含めて「ABC」と呼ばれるということは、「ABC」は一般名称化していると捉えることができます。そうすると X 社の宣伝とならないばかりか、商標権の効力も制限されますから、ライセンス契約をする必要性もなくなってしまいます。

ウ このような対応を採ることで、一般名称化を防ぐ事ができますから望ましい対応です。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-6 参照

問 20

- ア 受け皿と組み合わせていたとしても、模様Aを有するティーカップを販売している限りにおいて意匠権侵害を構成します。
- イ 漫画に登場させているのみでは意匠の実施に該当せず侵害となりません(意2条3項)。なお、販売のためにパンフレット等に模様Aを有するティーカップの写真を掲載しているような場合は「譲渡の申出」として実施行為に該当しますから、意匠権侵害となる場合があります。
- ウ 意匠権の効力は類似範囲にまで及びますが(意23条)、ティーポットは非類似の物品ですから、意匠としても非類似となり効力が及びません。

【解答 ア】 ※合格教本 3-8 参照

問 21

- ア 商品自体の形状であっても、登録要件さえ満たしていれば商標登録を受けることが可能です。『人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの』であれば商標として保護される可能性があります(商2条1項)。
- イ 使用によりキャラクター自体が識別標識として機能する可能性はあるため、商標登録すべきという考え方は適切です。
- ウ 包装紙であってもそのデザインがユニークであれば識別標識として機能する可能性はあるため、商標登録すべきという考え方は適切です。

【解答 ア】 ※合格教本 4-1 参照

問 22

- ア 出荷から7ヵ月経過しており、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません(特30条)。よって、新規性を有しおらず特許を受けることはできません。
- イ 試作品の製造から7ヵ月経過していても、それが非公開で(秘密の状態が保たれたままで)行われていたのであれば新規性は喪失していません。
- ウ それが業者向けであったとしても、展示会への出品により新規性は喪失しています(不特定の業者に守秘義務は無いと考えられるため)。また当該出品から7ヵ月経過しており、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません(特30条)。よって、新規性を有しおらず特許を受けることはできません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-5 参照

問 23

- ア 1社が独占して市場が混乱するか否かは拒絶理由となっておらず、このような理由で意匠登録されるか否かが判断されることはありません。
- イ 映画での使用によって、その意匠は既に公知となっていますから、これから意匠登録出願を行ったとしても新規性が無いことを理由に意匠登録を受けることができません。よって、発言は適切です。
- ウ 確かに技術的な特徴は特許で保護すべきですが、その帽子の形状等が従来にないものであれば意匠登録を受けることは可能です。1つの製品や商品について、特許権と意匠権は必ずしも選択的なものではなく、重疊的に保護できる場合も多くあります。

【解答 イ】 ※合格教本 3-1、3-2 参照

問 24

- ア 出願公開後に日本に直接出願した場合、その公開によって発明の新規性は喪失しており、日本で特許を受けることができません。
- イ 日本で発明Aについて特許出願をすることは可能ですが、その後に国際出願に出願変更することは手続的に認められておりません。
- ウ このような手続きを経ることにより、新規性の問題も生じることなく日本でも特許を受けることができる可能性があり最も適切です。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-4、5-2 参照

問 25

- ア 特許権の権利行使について事前の相手方への警告は必要ではありません。
- イ 問題文記載の通りで適切（実 29 条の 2）。
- ウ 商標権の権利行使について事前の相手方への警告は必要ではありません。

【解答 イ】 ※合格教本 2-1 参照

問 26

- ア 同一性保持権が問題となりそうですが、明らかな誤字の修正であれば『著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変』に該当すると考えられます（著 20 条 2 項 4 号）。よって、同一性保持権（著作者人格権）の侵害とはなりません。
- イ 未公表の日記を無断で公表すると公表権（著作者人格権）の侵害となります（著 18 条）。
- ウ 無断で著作物のタイトルを変更してしまうと、同一性保持権（著作者人格権）の侵害となります（著 20 条）。同一性保持権は、著作物その物はもちろんタイトル（題号）にも及びます。

【解答 ア】 ※合格教本 6-8 参照

問 27

『実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。』と規定されています（実 15 条）。

よって、出願日である 2016 年 7 月 5 日から 10 年となり、2026 年 7 月 5 日となります。
※初日不算入の原則（特 3 条 1 項）により出願日（初日）である 7 月 5 日ではなく、7 月 6 日からカウントするため 2026 年 7 月 5 日が存続期間の最終日となります。

【解答 2026 年 7 月】 ※合格教本 2-1 参照

問 28

商標法における登録異議の申立ができる期間は、『商標掲載公報の発行の日から二月以内』と規定されています（商 43 条の 2）。

【解答 2】 ※合格教本 4-4 参照

問 29

商標登録無効審判は、『利害関係人に限り請求することができる。』と規定されています（商 46 条 2 項）。

【解答 利害関係人に限り】 ※合格教本参照

問 30

『継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。』と規定されています（商 50 条）。

上記下線部の通り、使用しているか否かの判断においては同一の商標だけでなく「社会通念上同一」の商標まで含まれます。即ち、同一の商標を使用していなくとも社会通念上同一の商標を使用していれば取り消されません。

【解答 社会通念上同一】 ※合格教本 4-7 参照